

レーテの帰趨に関する一考察

——「経済民主主義」論形成の一側面——

臼井英之

I. 問題の所在

1928年、ADGB（ドイツ労働組合総同盟）により提起された「経済民主主義」（Wirtschaftsdemokratie）論は、従来から我が国で論じられてきたごとく、第一次大戦後ドイツの「相対的安定期」（1924-28年）に対応した理論であるとして把握される⁽¹⁾とともに、また別の観点からすれば、いわゆるヴァイマル体制が形成されてゆく過程における歴史的・思想的蓄積の産物としても把握されよう。とりわけ近年の西ドイツにおけるクーダ（R. Kuda）、フィルマー＝ザトラー（F. Vilmar u. K.-O. Sattler）、ノーヴィ（K. Novy）らの、「経済民主主義」論を「ヴァイマル共和国の経験」（クーダ）、「時代の経験」（フィルマー＝ザトラー）から捉えんとする問題提起は、⁽²⁾後者の観点を強く打ち出したものであったといえる。本稿はかかる問題提起を受け、ヴァイマル体制のあり方を方向づける重要な一要素となったレーテ（Räte）の動向を素材として、「経済民主主義」論形成の一端を探らんとするものである。⁽³⁾

そこで注目されるのは、シュナイダー（D. Schneider）＝クーダ、ブロック（A. Brock）らによるレーテの二面性把握である。レーテの有した二面性とは、すなわち第一に政治的問題におけるレーテの側面、第二に経済的問題におけるレーテの側面である。⁽⁴⁾ところでこの各側面が強く前面に押し出された時期を考えると、⁽⁵⁾コルプ（E. Kolb）によって試みられたレーテ二段階把握論における時期区分とも一致する。ここではさしあたりコルプの時期区分を援用して、第一の側面が中心となった時期を1918年11月初旬から翌19年2月末まで、第二の側面が中心となった時期を1919年3—4月と押さえ、各方面の特質を抽出し、更にレーテがいかに収束したのかを考察したい。かかる作業の中から⁽⁶⁾「経済民主主義」論形成への何らかの契機を見出すことができると思われる。

【註】

- (1) かかる視点から「経済民主主義」論を「労資協調」を核とした「生産政策論」と規定したのは故服部英太郎氏であった。服部英太郎『ドイツ社会政策論史(上)』服部英太郎著作集I, 1967年。他に基本的に同様の見解をとるものとして、塚本健『ナチス経済』1964年, 88頁。加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』1973年, 209頁。吉田和夫『ドイツ合理化運動論』1976年, 13, 38-39, 190-191頁。
- (2) Rudolf F. Kuda, Einführung, in: Fritz Naphtali, *Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel*, hrsg. u. eingel. v. R. F. Kuda, 4. mit einer neuen Einführung versehene Aufl., Frankfurt am Main 1977, S. 7-21.; Fritz Vilmar u. Karl-Otto Sattler, *Wirtschaftsdemokratie und Humanisierung der Arbeit*, Frankfurt am Main 1978, S. 22-39.; Klaus Novy, Praxis und Theorie der Wirtschaftsreform — Zur positiven Ökonomie des Reformsozialismus, in: Horst Heimann u. Thomas Meyer (Hrsg.), *Reformsozialismus und Sozialdemokratie. Zur Theoriediskussion des Demokratischen Sozialismus in der Weimarer Republik*, Berlin - Bonn 1982, insb. S. 279-290.
- (3) 我が国で「経済民主主義」論を形成史の点から論じたものは、山田高生「ヴァイマル経済民主主義の成立前史」, 成城大学『経済研究』, 第77号, 1982年。同「ヴァイマル経済民主主義にかんする一考察」, 同上誌, 第78号, 1982年。大橋昭一「経済民主主義論の生成」, 大橋昭一・長砂實編著『経済民主主義と経営参加』1981年, 所収。
- (4) Dieter Schneider u. R. Kuda, *Arbeiterräte in der Novemberrevolution*, Frankfurt am Main 1968, S. 7 ff.; Adolf Brock, Die Arbeiter- und Soldatenräte von der revolutionären Aktion zur Integration, in: Reinhard Crusius u. a. (Hrsg.), *Die Betriebsräte in der Weimarer Republik*, 1. Bd., Berlin 1978, S. 15 ff.
- (5) Eberhard Kolb, Rätewirklichkeit und Räte-Ideologie in der deutschen Revolution von 1918/19, in: Ders. (Hrsg.), *Vom Kaiserreich zur Weimarer Republik*, Köln 1972 [Abk.: Kolb I], S. 165-184.
- (6) Vgl. WSI-Projektgruppe, *Mitbestimmung in Unternehmen und Betrieb*, Köln 1981, S. 30-31.

II. レーテの政治的側面

第一の側面に関していえば、この時期のレーテは国民議会をめぐる問題、すなわち政治権力の帰趨をめぐる問題として展開する。この展開には二つの大きな局面がある。

その第一となったのは、1918年12月に開催された第一回全国労兵レーテ大会である。この大会における第一議題「執行委員会ならびに人民代表委員会報告」

(Berichte des Vollzugsrates und der Volksbeauftragten) でのSPD派
 リューデマン(H. Lüdeman)提案採択は、⁽¹⁾「人民代表委員会」⁽²⁾政府の諸権限
 が全国レベルで承認されたこと、⁽³⁾および「レーテの最高機関」⁽⁴⁾としての「中
 央委員会」(Zentralrat)設置により、「執行委員会」の権限が矮小化され
 ること、⁽⁵⁾を意味していた。更に第二議題「国民議会かレーテ体制か」(National-
 versammlung oder Räteverfassung)におけるSPD派コーエン(M. Cohen)
⁽⁶⁾提案採択は、⁽⁷⁾国民議会早期召集により、レーテが政治的権力の座から「喜んで
 身をひく」(コーエン)⁽⁸⁾ことを実現させるものでもあった。こうして、国民議
 会成立に至るまでの「過渡的現象」⁽⁹⁾としてレーテを捉えていたSPD派の主導
 権のもとで、レーテは自らが「政治的権力地位を放棄」⁽¹⁰⁾する第一歩を示したの
 である。

第二の局面は「中央委員会」の有名無実化である。「中央委員会」は「人民
 代表委員会」政府に対する「監視権」⁽¹¹⁾を有していたが、両者の確執過程におい
 てこの「監視権」も「政府」⁽¹²⁾に無視されるに至り、「中央委員会」自体の存在
 が薄れつつあった。しかも国民議会が成立すれば、「あらゆる政治的権力を代
 表する労兵レーテ」(リューデマン提案)の最高機関たる「中央委員会」の地
 位が失なわれるに至る可能性が生じていた。「中央委員会」はまさに「天と地
 の間を揺れ動いてい」⁽¹³⁾たのである。かかる事態を受けて「中央委員会」は、レー
 テが以降も存続すべきか否かについて会談を持った後、最終的に、国民議会が
 最高権力(die oberste Gewalt)を具現すること、および「政府をこれ以上
 監視することから身をひく」⁽¹⁴⁾ことを結論として出し、これは1919年2月4日の
 「ドイツ国民議会への中央委員会声明」(Kundgebung des Zentralrats an
 die Deutsche Nationalversammlung)に盛りこまれた。「声明」はいう、「中
 央委員会は全国労兵レーテ大会により己れに委譲せられた権力をドイツ国民議
 会に引渡すものである」⁽¹⁵⁾(第7項)と。

以上の二つの局面を経て、レーテは政治的問題に関する実際上の機能が消滅
 し、そのつぎの段階での、すなわち国民議会という「最高権力」を有したレー
 テに代る新たな体制のもとでの存在が問われることになる。

[註]

- (1) リューデマン提案の骨子は、第一に「全国労兵レーテ会議(Rätekongreß der
 Arbeiter- und Soldatenräte Deutschlands)が全政治権力を代表し」、「国民議

会による他の規定がなされるまでは、立法権および執行権を人民代表委員会 (Rat der Volksbeauftragten) に委譲する, 第二に「大会が労兵レーテ中央委員会を設置」し、これが「議会的な性格を帯びて内閣およびプロイセン内閣を監視 (Überwachung) する」こと、ならびに「国家的諸関係が最終的に規定されるまで、プロイセンの人民代表委員会の任免権を有する」というものであった。(Allgemeiner Kongreß der Arbeiter- und Soldatenräte Deutschlands. Vom 16. bis 21. Dezember 1918 in Abgeordnetenhaus zu Berlin. Stenographische Berichte, Unveränderter Nachdruck der Ausgabe Berlin 1919, Darmstadt 1972 [Abk.: I. Rätekongreß], Sp. 176.)

(2) I. Rätekongreß. Sp. 177.

(3) 「人民代表委員会」は、1918年11月10日、ベルリン労兵レーテ大会 (Vollversammlung der Berliner Arbeiter- und Soldatenräte) で承認されたものであって、全国的承認を受けて成立したものではなかった。しかし「人民代表委員会」は実際に執行権と立法権とを有していたのであり、その全国に対する活動は既成事実化していた。この点については以下を参照のこと。E. Kolb, *Die Arbeiterräte in der deutschen Innenpolitik 1918-1919*, Düsseldorf 1962 [Abk.: Kolb II.], S. 114-127.; *Der Zentralrat der Deutschen Sozialistischen Republik, 19. 12. 1918/8. 4. 1919. Vom ersten zum zweiten Rätekongreß*, bearb. v. E. Kolb u. Reinhard Rürup, in: Internationaal Instituut voor Geschiedenis Amsterdam und Kommission für Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien Bonn (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte der Rätebewegung in Deutschland 1918/19, 1. Bd.*, Leiden 1968 [Abk.: ZdDSR], S. XX, XXII-XXIII.

(4) Kolb I, S. 171.

(5) 「執行委員会」は Groß-Berliner Vollzugsrat der Arbeiter- und Soldatenräte の名称が示す通り、ベルリンの労兵レーテ機関であった。これに対し、「中央委員会」は「執行委員会」を全国レベルの機関としたものである。「執行委員会」は当初、「人民代表委員会」政府に対し、その活動への「監督権」(Recht der Kontrolle) が認められていた。しかるにリュエデマン提案はこの「監督権」に関し、「議会的な性格を帯びた監視」(parlamentarische Überwachung) と表現を改めることにより、かの「監督権」の概念をよりあいまいなものとし、その内容をせいぜいのところ「人民代表委員会」政府との立法の際の協力にまで矮小化するものであった。(Vgl. ZdDSR, S. XV III-XX X.)

(6) コーエン提案は、国民議会選挙は翌19年1月19日に実施される、というものである。(I. Rätekongreß, Sp. 224.)

(7) I. Rätekongreß, Sp. 282.

(8) *Ebenda*, S. 173.

(9) Kolb I, S. 173.

(10) Franz Gutmann, *Das Rätesystem*, München 1922, S. 59.

(11) 「人民代表委員会」政府は、1918年12月の人民海兵団事件を契機とするUSPD派の「人民代表委員会」脱退以後、「帝国憲法」に基づいた「政府」(Regierung)

として一切の法律・政令を公布するに至っていた。(Vgl. Arthur Rosenberg, *Geschichte der Deutschen Republik*, Karlsbad 1935, S. 64-65. 吉田輝夫訳『ヴァイマル共和国史』, 67-69頁。)

- (12) *Kolb II*, S. 546.
- (13) 1919年1月25日, 第34回「中央委員会」会合でのシェーファー (H. Schäfer) の発言。(ZdDSR, S. 474.)
- (14) *ZdDSR*, S. 482.
- (15) *Ebenda*, S. 546.

Ⅲ. 経済面への着目

レーテの第二の側面に関していえば, この時期のレーテは自らが活動したのではなく, 現体制の中でいかに制度化されるべきかをめぐる議論の対象として存在していた。この議論の中でレーテの経済面における役割が強調されることになる。

実際のところ, 2月13日に成立したいわゆる「ヴァイマル連合」政府は, 首相シャイデマンの同月25日の発言——「内閣はレーテ体制を誰一人として, 憲法においてであるにせよ, 行政機関においてであるにせよ, 何らかの形でとり入れることを考慮していないし, また考慮したこともなかった。⁽¹⁾——に見られるがごとく, レーテの制度化には極めて否定的な態度をとっていた。政府のかかるレーテからの訣別の態度は, しかし, 3月の労働者大衆の騒然たる情勢により一変する。わけでも3月3日のベルリンにおけるゼネスト突入決定の際にみられるような, レーテを憲法の中に組み入れよとの声は, 同月5日, レーテを憲法の中で謳う旨, 政府に確約せしめる⁽²⁾に至った。ここにコルプのいう「レーテ・イデオロギー」⁽⁴⁾の展開を見ることになる。かかる局面は, 4月の第二回全国労農兵レーテ大会開催期を軸として展開する。以下その「イデオロギー」たるSPD派, USPD派, 政府, それぞれの見解をとり上げ, 内容を見ておこう。

Ⅲ-1. SPD派見解

ここでいうSPD派とは, 「中央委員会」を中心としたSPD内部の修正主義的グループを指す。彼らのレーテ構想は一般の政治議会と「労働議会」(Kammer der Arbeit)⁽⁷⁾を並存させるという, いわゆる Zweikammersystem⁽⁶⁾論として展開する。Zweikammersystem 論は, 「中央委員会」委員長コーエン, S

PDのカリスキ (J. Kaliski) らによって唱えられたものである。コーエンは既に「中央委員会」でこの構想を提起していたし、カリスキも第二回全国労農兵レーテ大会に先立ち、Sozialistische Monatshefte 誌上において同様の構想を世に問うていた⁽⁹⁾。ではこの Zweikammersystem 論、就中「労働議会」構想、およびその理念はいかなるものであったか。

第二回全国労農兵レーテ大会でのSPD派提案によれば、「労働議会」は以下のごとく考案されていた。全産業にわたり、各産業部門ごと、しかも各行政レベルごと、すなわち市町村・郡・県・州レベルごとに、企業家と労働者⁽¹⁰⁾とから成る生産レーテ (Produktionsräte) が形成され、これらは全国レベルで中央生産ラート (Zentralproduktionsrat) に集約される。生産レーテより選挙された代議員は、各行政レベルで「労働議会」を構成する。こうして全国的に、一般議会 (allgemeine Volkskammer) と「労働議会」とが存在する。法律制定の際には両議会の同意が必要であり、あらゆる経済的性格を有する法案はまず「労働議会」に送付せられ、「労働議会」は経済的領域でイニシアティブ⁽¹¹⁾を握ることが義務づけられる。以上である。

かかる「労働議会」構想が生み出されたのは、民主主義に対する彼らのつぎの二点からの洞察の結果であった。その第一は、現実の制度として展開している議会制民主主義の機能的限界である。彼らによれば、議会制民主主義とは「形式的民主主義」(formale Demokratie) であり、これは普通選挙権のもとでの議会制度において「住民の特殊な機能を顧ることなしに彼らを含めしめる。」それに対し、「労働議会」は「個々の階級の創造的能力を、社会に対するそれぞれの意義に応じて把握する」⁽¹²⁾ものであり、「形式的民主主義」を補完 (Ergänzung) するものであるという。またその第二は、議会制民主主義を支える民主主義観の理念的限界である。彼らによれば、従来の民主主義観は、政治面にのみその理念の適用を限定していたがために、「経済生活を再び助け起こすこと、国民生産を調整することが政治的な土台からしても全く把握されていなかった」⁽¹⁴⁾し、また「ドイツの民主主義は、必要な生産のために何らの機関も有してこなかったことが、ドイツの民主主義に苦々しき思いをさせ」⁽¹⁵⁾てきた。これに対し、「労働議会」はその体系の中に生産レーテを導入することにより、民主主義理念の適用を生産面・経済面にまで広め、そこで「経済の民主主義、労働の民主主義、生産の民主主義」(Demokratie der Wirtschaft,

Demokratie der Arbeit, Demokratie der Produktion) が要求される⁽¹⁶⁾というのであった。

III-2. USPD派見解

USPD派のレーテ構想は、reines Rätssystem 論として展開する。これはドイミッヒ (E. Däumig)、ミュラー (R. Müller) らのUSPD左派が中心となって唱えたものであり、1919年1月以降3月に至るまでのベルリン・中部ドイツにおけるレーテ運動の裡から生じてきた。ここでは第二回全国労農兵レーテ大会でのUSPD派提案に見る彼らのレーテ構想、およびその理念を探ってみることにしよう。

USPD派提案に見る構想はおおよそ以下のごとくである。政治的領域においては労働者レーテ (Arbeiterräte)、経済的領域においては経営レーテ (Betriebsräte) が形成され、いずれのレーテも、経営別・職能別の選挙により代表が選出される。労働者レーテは、市町村から地方に至る各行政レベルにおいて行政を監督 (Kontrolle) し、全国レベルにおいてはレーテ会議 (Rätekongress) が全政治的権力を有する。経営レーテは各経営を監督し、経営レーテ・地区グループレーテ (Bezirksgruppenräte) ・全国グループレーテ (Reichsgruppenräte)⁽¹⁸⁾ を形成する。更に地区グループレーテは地区経済ラート (Bezirkswirtschaftsrat) を、全国グループレーテは全国経済ラート (Reichswirtschaftsrat) を選出する。全国経済ラートは全国のあらゆる経済生活を監視し、生産確保のための管理基準、私的資本主義的生産が社会主義的生産へと移行するための管理基準を設定する。⁽¹⁹⁾ 以上である。

かかる政治・経済両面でレーテを体系づけんとする構想は、彼ら独自の民主主義理念を基礎として提起せられたものであった。彼らによれば、「民主主義の最高の段階」として位置づけられるかのレーテ体制は、ロシア型とは異なる「『プロレタリアート独裁』概念と同義」なのであり、それ故に「議会主義と鋭く対立する」という⁽²⁰⁾。また社会主義の目標たる真の民主主義のためには、資本主義体制を取り除くことが必要であるが故に、レーテ体制は「資本主義的经营と鋭く対立する」ともいう。⁽²¹⁾ つまり彼らの主張するレーテ体制とは、政治面での議会制民主主義の否定と、経済面での資本主義体制の否定とから生じてくるものであったのである。この点を総括的に述べたのはドイミッヒであった。⁽²²⁾

曰く、「資本主義的生産形態が存在する限り、形式的民主主義思想が体现している議会は資本主義的傾向に奉仕するが故に、レーテ思想は議会主義的手段では実現されない。レーテ思想は資本主義的生産の細胞、すなわち経営で実現されねばならないのである。……そうして資本主義的生産の基盤の上に確立されている官憲国家 (Obrigkeitsstaat) の様々な制度に適用されねばならぬ⁽²³⁾」と。彼らは「一貫した階級闘争的社会主义の実現」をレーテの裡に見出そうとしていた⁽²⁴⁾のである⁽²⁵⁾。

III-3. 政府見解

1919年3月5日のレーテに関する声明に基づいてレーテ条項を何らかの形で憲法にとり入れねばならなくなった政府は、内部での検討ののち、第二回全国労農兵レーテ大会開催のまさに前日、4月5日に憲法第34条修正案を採択、これにより憲法の中でレーテが謳われることが確定する⁽²⁶⁾。レーテに対するこの政府案は、時の経済相ヴィッセル (R. Wissell) により、klar, einfach, durchsichtig⁽²⁷⁾の言をもって迎えられるところとなったが⁽²⁸⁾、この構想は経済面のみにレーテの活動を限定したものであった。では政府の抱いていた構想、その背後に秘められた政府の意図はいかなるものであったのか。

レーテに関する政府案は大略以下のごとくである。労働者は、経営・地区・全国の各レベルにおいて、経営労働者レーテ (Betriebsarbeiterräte)・地区労働者レーテ (Bezirksarbeiterräte)・全国労働者ラート (Reichsarbeiterrat) を形成し、地区および全国においては、企業家代表と各労働者レーテからの代表により、地区経済レーテ (Bezirkswirtschaftsräte)・全国経済ラート (Reichswirtschaftsrat) が形成される。基本的な社会政策的・経済政策的法案は、政府による国会提出以前に、審議のために全国経済ラートに提出されねばならない。また全国経済ラートは国会での議案提出権を有する。労働者レーテ・経済レーテには、委託された範囲で監督権限、行政権限が委譲される⁽²⁹⁾。以上である。

政府案の特徴は、労働者と企業家とから成る経済レーテ設置の点に求められよう。そしてこの点にこそ、政府の秘められた意図が見出されるのである。政府の意図はつぎの二点にあったと思われる。その第一は、レーテを経済面の活動にのみ限定せんとしたことである。ヴィッセルによれば、経済レーテは労働

者と企業家との協力 (Mitwirkung) の場であり、両者の「⁽³⁰⁾共同の経済利益を代表する機会」を与えるものであると規定される。レーテはかくしてその存在意義が限定せられるに至る。その第二は、レーテ体系と当時存在していた「労資共同体」(Arbeitsgemeinschaft) 体系との融合を図らんとしていたことである。ヴィッセルが論ずるには、全国経済ラートにおいては「被用者側・使用者側双方の部門別利益代表 (fachliche Interessenvertretung) が必要とされる」のであり、この代表は一方では労働組合、他方では部門別企業家団体 (fachliches Unternehmervverband)⁽³¹⁾ である。この双方を代表する体系こそ、当時の「労資共同体」体系に他ならない。こうして全国レベルにおけるレーテ体系の頂点に位置する全国経済ラートは、「労働共同体」が不可欠の要素として想定される。

以上の二点を総合するならば、政府案の核心は、まさに彼らによって推進されんとしていた「共同経済」(Gemeinwirtschaft) の一端、あるいはその萌芽形態としてレーテを位置づけんとするところ⁽³²⁾にあったのである⁽³³⁾。

〔註〕

- (1) zit. nach, D. Schneider u. R. Kuda, *a.a.O.*, S. 28.
- (2) Institut für Marxismus-Lenismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hrsg.), *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Reihe II., 3. Bd., Berlin 1958, S.289-290.
- (3) この時の政府声明全文については以下参照のこと。Georg Flatow, *Der Gesetzgebung über die Organisation der Betriebsräte*, *Die Neue Zeit*, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 417.; Max Cohen *Der Rätegedanke im ersten Revolutionsjahr*, *Sozialistische Monatshefte*, 25. Jg., 53. Bd., 1919, S. 1047.; Ludwig Preller, *Sozialpolitik in der Weimarer Republik*, Stuttgart 1949, S. 240.
- (4) *Kolb I*, S. 165 ff. insb. S. 167, 175-178.
- (5) 第一回全国労兵レーテ大会における第三議題「共和国執行委員会 (中央委員会) 選出」(Wahl des Vollzugsrates der Republik [Zentralrat]) では、USPD 派が選挙に参加しなかったために、「中央委員会」は SPD 派により完全に独占されることとなった。(ZdDSR, S. X V III - X I X.; *I. Rätekongress*, Sp. 288-301.)
- (6) 「中央委員会」は 2 月 4 日の「声明」第 5 項で、レーテを憲法の中にとり入れ、制度として存続させる旨主張していた。(ZdDSR, S. 545.)
- (7) D. Schneider u. R. Kuda, *a.a.O.*, S. 28.
- (8) M. Cohen, *a.a.O.*, S. 1045-1046. 1919 年 1 月 28 日の「中央委員会」と「政府」との会談においてエーベルトは彼の考えを批判している。(ZdDSR,

- S. 494.)
- (9) Julius Kaliski, Der Rätegedanke beim Neuaufbau Deutschlands, *Sozialistische Monatshefte*, 25. Jg., S. 229 ff.
 - (10) カリスキはこの生産レーテを、企業家も参加する観点から「生産のための労資共同体」(Arbeitsgemeinschaft für Produktion)と表現していたが、1918年11月15日のいわゆる「中央労資共同体協定」に基づいて構想せられた「労資共同体」とは異なるものであるという。(Ebenda, S. 232-233.)
 - (11) *II. Kongreß der Arbeiter-, Bauern- und Soldatenräte Deutschlands. Vom 8. bis 14. April 1919 in Herrenhaus zu Berlin. Stenographisches Protokoll*, Unveränderter Nachdruck. Darmstadt 1975 [Abk.: *II. Rätekongreß*], S. 269.
 - (12) J. Kaliski, *a.a.O.*, S. 233.
 - (13) *II. Rätekongreß*, S. 269.
 - (14) M. Cohen, *a.a.O.*, S. 1045.
 - (15) J. Kaliski, *a.a.O.*, S. 236.
 - (16) *II. Rätekongreß*, S. 188. (カリスキの発言)
 - (17) Peter von Oertzen, *Betriebsräte in der Novemberrevolution*, 2. erw. Aufl., Bonn - Bad Godesberg 1976, S. 69.
 - (18) ここでいう Gruppe とは、工業・中小企業・手工業・農業の各部門を指す。(*II. Rätekongreß*, S. 269.)
 - (19) *II. Rätekongreß*, S. 269-270.
 - (20) *Protokoll über die Verhandlungen des außerordentlichen Parteitages vom 2. bis 6. März 1919 in Berlin (Unabhängige Sozialdemokratische Partei Deutschlands)*, Berlin o.J., S. 95-97.
 - (21) *Ebenda*, S. 4.
 - (22) *Ebenda*, S. 98.
 - (23) Ernst Däumig, Der Rätegedanke und seine Verwirklichung, in: D. Schneider u. R. Kuda, *a.a.O.*, S. 70.
 - (24) P. v. Oertzen, *a.a.O.*, S. 412.
 - (25) 第二回全国労農兵レーテ大会では SPD 派案は採択されたが、USPD 派案は採択されなかった。(*II. Rätekongreß*, S. 267, 269.)
 - (26) M. Cohen, *a.a.O.*, S. 1047. この点に関する憲法草案変遷過程についてはつぎを参照のこと。Heinz Josef Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat. Die Politik der Generalkommission der Führung Carl Legiens (1890-1920)*, Düsseldorf 1956, S. 152.
 - (27) 憲法第34条修正案が全国労農兵レーテ大会直前に採択されたことは、現体制の中いかにレーテを導入すべきかをめぐる議論の場とされるはずであったレーテ大会を牽制し、レーテに関するイニシアティブを握らんとした政府の政治的意図があったものと思われる。
 - (28) Rudolf *Wissell, Zur Räte-Idee, *Die Neue Zeit*, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 204.

- (29) *Ebenda*, S. 203-204.; M. Cohen, *a. a. O.*, S. 1047-1048.
 (30) R. Wissell, *a. a. O.*, S. 206.
 (31) *Ebenda*, S. 205-206.
 (32) *Ebenda*, S. 206-207.
 (33) 「共同経済」構想に関しては以下の論文を参照されたい。麻沼賢彦「ドイツ11月革命と共同経済構想」『土地制度史学』, 第76号, 1977年7月。小野清美「ヴェルター・ラーテナウの社会的政治的改革構想」名古屋大学『法政論集』, 第84号, 1980年, とりわけ255-270頁。

IV. レーテの収束

第二回全国労農兵レーテ大会に一步先んじて提起された政府のレーテ構想は、のちのSPD党大会でも大いに支持を受け、ここに制度化をめぐるレーテに関する議論に一応の終止符が打たれることになる。その決定的な役割を果たしたのは、当時から著名な労働法学者で、SPD党员でもあったジンツハイマー（H. Sinzheimer）⁽¹⁾であった。彼は6月のSPD党大会において、さきの第二回全国労農兵レーテ大会で採択されたSPD派案＝コーエン・カリスキらの唱える「労働議会」構想を排撃し、政府構想支持を強く打ち出した。これが表明されたのが第7議題「レーテ体制と憲法」（Rätesystem und Reichsverfassung）⁽²⁾においてである。彼は以下の二点から「労働議会」構想を批判する。その第一の批判は、国家の立法の観点からすれば、「労働議会」が立法に際しての同意権を有する（党大会に提案されたコーエン案第7項）⁽³⁾ことは不当であり危険であるというものである。何故ならば「労働議会」はあくまでも経済的諸利益のKammerであり、経済的観点に基づいては方向づけられ得ぬような一連の政治的諸問題が実際にあるからである。第二の批判は、政治的民主主義における労働者階級の上昇にとっても、「労働議会」は危険であるというものである。彼によれば、闘争の苦勞のあとで労働者階級が政治的議会において多数を占めていることを考慮したとき、もし「労働議会」が設置されるならば、それが議会多数派の政治的権限行使を阻止せぬであろうかという危惧があるというのである。かかる点から彼にとって、「労働議会」は、「労働者階級の自由な政治的發展にとっての障壁」⁽⁴⁾としか映じなかった。そこでつぎに、彼が論じたレーテに対する取り組み、およびその意図したところを探ってみよう。

ジンツハイマーの報告は⁽⁵⁾大まかに分けてつぎの三点を論じたものであった。すなわち第一点として、民主主義達成に果すレーテの理念、第二点として、経

濟面で果すレーテの役割とその理念、第三点として、行政面・政治面で果すレーテの役割とその理念、がこれである。第一点について、彼によれば、民主主義の基盤は純粹な政治面での民主主義 (reine politische Demokratie) であり、レーテはかかる民主主義の補完として把握されねばならぬ⁽⁷⁾という。第二点、第三点は、この第一点に基づき展開される。第二点に関していえば、「労資共同体」が経済レーテ組織において可動的要素 (freibeweglicher Bestandteil) とならねばならぬこと、経営レーテは上位の立場にある上位の利益 (übergeordnete Interessen jener Stellen) とは相矛盾すべきではないこと、そして経済的権利に関する処分権はあくまでも国家の立法行為により実現されねばならぬこと、が主張される。また第三点に関していえば、立法に対するレーテの政治的機能は憲法草案に基づく審議権および発議権に限られねばならぬ⁽⁸⁾、ただし、「議会による行政コントロールは、行政の民主主義機能を決して十分に保障するものではない」が故に、レーテによる下からの行政コントロールも必要であるという⁽⁹⁾。

以上のようにジントハイマーは、当面の民主主義機能が不十分な点を考察した上で、第二・第三の点を包括的に機能させるものこそがレーテに与えられた役割であると捉えていたのである。しかし彼は、このレーテ機能をさきの政府案=憲法草案の枠内でのみ把握していたのであり、彼の報告の意図は、かの政府案を理念的に裏づけんとしたところにあったといえよう。

ジントハイマー報告は大会で支持せられ⁽¹¹⁾、SPDの基本方針は政府と一致することとなった。党大会から2ヶ月後の8月14日公布の憲法において、政府案は第165条として、憲法第34条修正案とほとんど形を変えることのないまま謳われた。かくして1918年11月4日のキール蜂起を機として生起したレーテ、レーテ理論は憲法第165条に収束し、これにより実質的には「レーテ思想は最終的に政治領域から経済領域へと移され⁽¹³⁾」てその展開は幕を閉じた。以後のレーテは、それがいかに形成され、いかに機能するかにかかっていたのである⁽¹⁴⁾。

以上のようなレーテをめぐる経緯は、「経済民主主義」論形成への重要な契機として把握されよう。しかもこれは、「経済民主主義」論形成への理念的・現実的契機となるものでもあった。理念的契機の点から重要であるのは、レーテ制度化をめぐる各派の様々な思考の裡から、民主主義というものに対するより深い考察が加えられたことである。すなわち民主主義とは、政治面での民主

主義のみならず、経済面での民主主義 (wirtschaftliche Demokratie) をも達成せねば真の民主主義たり得ぬという考えが打ち出されてきたことである。この観点は、1925年のプレスラウ大会に端を発したADGB内における「経済民主主義」論争にも継承され、⁽¹⁵⁾ ナフタリ (F. Naphtali) が編纂し、1928年に出版された『経済民主主義』に結実する。⁽¹⁶⁾ しかし他方また、現実的契機からすれば、「労資共同体」体系と結合する形でレーテが制度化された——「暫定全国経済協議会」(Vorläufiger Wirtschaftsrat) がこれに他ならない——ことは、自由労働組合 (Freie Gewerkschaften) = ADGBが当時、「労資共同体」に己れの活動の基盤を見出していただけに、彼らに「経済民主主義」論を展開させる現実的基盤を与えるものともなったのである。この後者の点に関する考察は別の機会に譲らねばならない。⁽¹⁸⁾

〔註〕

- (1) ジンツハイマーはこのとき憲法制定委員のひとりであった。とりわけ第165条に与えた彼の影響は甚大であったという。ジンツハイマーについては以下参照のこと。Ernst Fraenkel, Hugo Sinzheimer, in: Ludwig Heyde (Hrsg.), *Internationales Handwörterbuch des Gewerkschaftswesens*, 2. Bd., Berlin 1932, S. 1047.
- (2) 本議題に関して、コーエンからII部計13項目にわたる提案がなされた。この提案は、第二回全国労農兵レーテ大会でのSPD派案に大略一致するものである。(Protokoll über die Verhandlungen des Parteitag der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten in Weimar von 10. bis 15. Juni 1919, Unveränderter Nachdruck der Ausgabe Berlin 1919, Berlin - Bonn - Bad Godesberg 1973, S. 106-107.)
- (3) コーエン提案第I部第7項:「全ての法律は一般議会と労働議会の同意を要する。ただし一般議会(市町村議会・郡議会・地方議会・州議会・国会)がひき続き3年にわたって同一の可決をした場合には、その法案は成立するものとす。」(Ebenda, S. 107.)
- (4) Vgl. Ebenda, S. 416-417.
- (5) Ebenda, S. 406-420.
- (6) ジンツハイマー報告は、Leitsätze zu dem Referat von Dr. Sinzheimer über „Rätesystem und Reichsverfassung“ として提案された。(Ebenda, S. 113-114.)
- (7) Ebenda, S. 408.
- (8) Vgl. Ebenda, S. 113-114.
- (9) 具体的には、労働者レーテ・経済レーテへの通知権・苦情権をいう。(Ebenda, S. 114.)
- (10) Ebenda, S. 418.

- (11) 彼の提案は本大会において採択された。当然、コーエン提案は斥けられることになった。(Ebenda, S. 454.)
- (12) *Reichs-Gesetzblatt*, 1919, S. 1415. (山田晟訳「ヴェイマール憲法」, 高木八尺他編『人権宣言集』, 岩波文庫, 1957年, 216-217頁。)
- (13) H. J. Varain, *a. a. O.*, S. 153.
- (14) レーテの制度化は, 1920年2月の「経営協議会法」(Betriebsrätegesetz), および同年5月の「暫定全国経済協議会政令」(Verordnung über vorläufigen Reichswirtschaftsrat) により試みられる。しかし地区経済レーテは実現されなかった。
- (15) 例えばつぎのものを参照されたい。Theodor Leipart, Gewerkschaften und Volk. Zum Gedächtnis von Carl Legiens Sterbetag, *Die Arbeit*, 3. Jg., 1926, S. 1 ff.; Georg Decker, Zum Begriff der Wirtschaftsdemokratie, *Die Arbeit*, 4. Jg., 1927, S. 825 ff.
- (16) F. Naphtali, *a. a. O.*, S. 22-34, insb. S. 29-30.
- (17) 1919年6-7月の自由労働組合ニュルンベルク大会において, 自由労働組合は改組され, 以後 ADGB (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund) として活動する。Vgl. *Protokoll der Verhandlungen des zehnten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands. Abgehalten zu Nürnberg vom 30. Juni bis 5. Juli 1919*, Berlin - Bonn 1980, S. 63-74.
- (18) 自由労働組合=ADGBと「労資共同体」の関係, およびこれが「経済民主主義」論形成にいかなる役割を果たしたかの点については別稿を用意している。

(筆者の住所: 立川市羽衣町2-57-9)